



2013年2月8日

各 位

会 社 名：株式会社カネカ  
(コード：4118 東証・大証・名証 各第1部)  
代表者名：代表取締役社長 菅原 公一  
問合せ先：広報室長 堀内 泰治  
(TEL：06-6226-5019)

中国、日本及び米国企業を相手方とする酸化型コエンザイム Q10 に関する  
米国国際貿易委員会への申立に対する最終決定について

当社は、2011年(平成23年)6月17日(現地時間)に、Zhejiang Medicine Co., Ltd. (ZMC), ZMC-USA, LLC, Xiamen Kingdomway Group Company, Pacific Rainbow International Inc., 三菱ガス化学株式会社, Maypro Industries, Inc., 及びShenzhou Biology & Technology Co., Ltd. を相手方として、当社が所有する酸化型コエンザイム Q10 (商品名：KanekaQ10™) に関する米国特許第7,910,340号の特許侵害についての調査、並びに、侵害製品の輸入の禁止、既に輸入された侵害製品の再販の禁止、侵害製品のマーケティング・宣伝広告・展示及び侵害製品の販売や使用のための保管の差し止めを求めて、米国国際貿易委員会(以下、ITC)への申立を行いました。

しかし、2012年(平成24年)11月29日及び12月6日(現地時間)に、ITCより、米国特許第7,910,340号の特許の有効性について認めるものの、本特許に対する侵害の立証は不十分であるとの委員会通知及び見解が示され、2013年(平成25年)1月末をもって、これが確定致しました。

当社は、この結論に極めて不満であり、今後、テキサス州南部地区連邦地方裁判所及びカリフォルニア州中部地区連邦地方裁判所において、係属中である特許侵害に関わる裁判にて争う予定です。

以 上